

# 定 款

2024年2月19日 改訂

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社 イメージ ワンと称し、英文 では、ImageONE Co.,Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成およびリース業務
- 2 医療機器、医療用機材、医療用消耗品の輸出入、製造、販売、修理、賃貸、技術支援およびリース業務
- 3 電子計測機器の輸出入、販売、技術支援およびリース業務
- 4 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事
- 5 基本測量、公共測量およびその他の測量業務
- 6 インターネットポータルサイトの企画・運営
- 7 医薬品、医薬部外品、臨床検査試薬、化粧品、化学薬品、動物用医薬品、健康食品・飲料の開発、製造、販売および輸出入
- 8 病院およびクリニック、介護施設の運営およびコンサルタント業務
- 9 再生医療等に関するコンサルタント業務
- 10 細胞培養に関する培養士の育成および細胞培養に関するコンサルタント業務
- 11 再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- 12 宅地建物取引業および不動産の賃貸、管理業務
- 13 建築工事、土木工事および設備工事の請負、施工および監理業務
- 14 建築用資材、土木建築用資材、家具、什器備品、インテリア用品、日用品雑貨の企画、開発および製造販売
- 15 古物の仕入および販売、レンタル、古物の売買の媒介、取次および代理、古物の修理・整備・解体、古物の保管業務およびこれらに付随する業務
- 16 環境関連、原子力関連、精密検査関連等に関する設備機器等の調査、研究、企画、設計、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- 17 新素材の開発および販売、輸出入並びにこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- 18 信用保証業務
- 19 介護保険法に基づく訪問看護業務および訪問介護業務
- 20 健康保険法に基づく訪問看護業務および訪問介護業務
- 21 医療に関する臨床検査および公衆衛生に関する各種検査の受託業務
- 22 コールセンター業務
- 23 清掃、警備、設備運転保守および環境衛生管理業務等の総合ビルメンテナンス業務およびこれらに付随する総合管理業務
- 24 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
- 25 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物・産業廃棄物の収集、運搬、保管、処理および再生業務
- 23 前各号に関連ならびに付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議の方法)

- 第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会の議事録)

- 第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### (電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

- 第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

#### (取締役の選任方法)

- 第 18 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

#### (取締役の任期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から

取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第34条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2002年 6月 21日改訂  
2003年 6月 20日改訂  
2003年 12月 19日改訂  
2004年 7月 20日改訂  
2005年 7月 20日改訂  
2005年 12月 16日改訂  
2006年 12月 15日改訂  
2007年 12月 14日改訂  
2009年 12月 15日改訂  
2014年 4月 1日改訂  
2017年 12月 20日改訂  
2018年 12月 26日改訂  
2019年 12月 23日改訂  
2020年 12月 21日改訂  
2021年 12月 20日改訂  
2022年 12月 27日改訂  
2023年 12月 26日改訂  
2024年 2月 19日改訂